

物品調達等及び委託・役務業務の入札及び契約に係る情報の公表に関する要領

1 趣旨

広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が執行する入札及び契約に関する情報の公表については、広島県水道広域連合企業団契約規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号。以下「規程」という。）その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

2 公表の対象

(1) この要領により公表の対象とする情報は、次に掲げるものとする。

- ア 物品（印刷物を含む。）の購入、修繕、借受け、売払い及び交換に係る入札及び契約
- イ 委託・役務業務（広島県水道広域連合企業団建設工事執行規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第10号）第2条に定める建設工事、測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱（令和5年4月1日制定）第2条に定める業務及びアを除く委託業務又は役務の提供を受ける業務をいう。）に係る入札及び契約

(2) 前号の規定に関わらず、次に掲げるものは公表の対象から除くものとする。

- ア 規程第18条に定める予定価格（単価契約については、単価に予定数量を乗じて得た総価とする。）が規程第29条に定める額以下のもの
- イ 公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものであって企業団の行為を秘密にする必要があるもの

3 一般競争入札及び指名競争入札の情報

(1) 規程第2条第1項に定める契約担当職員（以下「契約担当職員」という。）は、一般競争入札に付す場合は、規程第16条に定める公告（以下「公告」という。）により公表するものとする。

(2) 契約担当職員は、指名競争入札に付す場合において、当該入札に参加させようとする者に対して指名の通知をしたときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- ア 業務の名称又は調達物品の名称、規格及び数量（以下これらを「調達件名」という。）
- イ 業務場所又は納入場所
- ウ 入札日時
- エ 入札の場所
- オ 入札及び契約の方法
- カ 履行期間又は納入期限

(3) 契約担当職員は、当該一般競争入札又は指名競争入札の結果により契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、当該一般競争入札又は指名競争入札を終了し、契約を締結しないときは、アからオの事項を公表するものとする。

- ア 前号アからカまでに掲げる事項
- イ 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称
- ウ 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称
- エ 入札者の商号又は名称及び入札金額
- オ 落札者の商号又は名称及び落札金額

- カ 契約の相手方の商号又は名称
- キ 調達件名及び業務場所又は納入場所
- ク 入札及び契約の方法
- ケ 履行期間又は納入期限
- コ 契約金額

4 随意契約の情報

契約担当職員は、随意契約を締結したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- ア 契約の相手方の商号又は名称
- イ 調達件名及び業務場所又は納入場所
- ウ 入札及び契約の方法
- エ 履行期間又は納入期限
- オ 契約金額
- カ 契約日
- キ 随意契約の理由

5 公表の方法

- (1) 第3項（同項第1号を除く。）及び第4項の公表は、別記様式第1号又は第2号に必要事項を記載し、企業団のホームページへ掲載する方法により行うものとする。
- (2) 前号の公表は、当該契約の事務を執行する機関において行うものとする。

6 公表の期間

第3項（同項第1号を除く。）及び第4項に掲げる事項の公表の期間は、一般競争入札の場合は公告をする日、指名競争入札の場合は指名通知をする日、随意契約の場合は契約を締結する日の属する年度から契約期間が終了する年度の翌年度までとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年2月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が執行する入札及び契約に関する情報の公表については、令和8年3月31日までの間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の要領等をこの要領とみなして適用する。
- 3 前項の規定において、要領等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。